

■議案第27号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和元年5月31日に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。通称「デジタル手続法」）により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）も改正され、通知カードが廃止されることとなりましたので、関係する規定を整理するものです。

【改正内容】

第1条による改正

- ① 手数料を徴収する事務として、「除票の写し又は除票に記載をした事項の証明書の交付」、「戸籍の附票の除票の写しの交付」を追加します。
- ② 別表中の表記方法の統一化を図るため、字句の修正等を行います。

第2条による改正

- ・ 手数料を徴収する事務から「通知カードの再交付」を削除します。

【施行期日】

第1条：公布の日

第2条：公布の日又はデジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定の施行日（令和2年5月30日までに施行）のいずれか遅い日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

デジタル手続法（抜粋）

（住民基本台帳法の一部改正）

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部を次のように改正する。

（略）

第2章中第15条の次に次の3条を加える。

（除票簿）

第15条の2 市町村長は、住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、その全部）を消除したとき、又は住民票を改製したときは、その消除した住民票又は改製前の住民票（以下「除票」と総称する。）を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。

2 第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。

(除票の記載事項)

第 15 条の 3 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を削除した事由（転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）の場合にあつては、転出により削除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（第 24 条の規定による届出に基づき住民票を削除した場合にあつては、転出の予定年月日）又は改製した旨及びその年月日の記載（前条第 2 項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

2 第 9 条第 1 項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る除票に転出した旨の記載をする。

(除票の写し等の交付)

第 15 条の 4 市町村が保存する除票に記載されている者は、当該市町村の市町村長に対し、その者に係る除票の写し（第 15 条の 2 第 2 項の規定により磁気ディスクをもつて除票を調製している市町村にあつては、当該除票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第 3 項並びに第 46 条第 2 号において同じ。）又は除票に記載をした事項に関する証明書（次項及び第 3 項並びに同号において「除票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

(略)

第 3 章に次の 3 条を加える。

(戸籍の附票の除票簿)

第 21 条 市町村長は、戸籍の附票の全部を削除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その削除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票（以下「戸籍の附票の除票」と総称する。）をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

2 第 16 条第 2 項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

(戸籍の附票の除票の記載事項)

第 21 条の 2 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票に記載をしていた事項のほか、当該戸籍の附票を削除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載（前条第 2 項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第 21 条の 3 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写し（第 21 条第 2 項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第 3 項並びに第 46 条第 2 号において同じ。）の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しで第 17 条第 7 号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前 2 項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しで第 17 条第 2 号から第 6 号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

(1) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の除票の記載事項を確認する必要がある者

(2) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、戸籍の附票の除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

(略)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第4条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲げる」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 氏名

(2) 住所（国外転出者（住民基本台帳法第17条第3号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第17条第2項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

(3) 生年月日

(4) 性別

(5) 個人番号

(6) その他政令で定める事項

第7条第1項中「通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により」を削り、同条第2項中「通知カードにより」を削り、同条第4項から第7項までを削り、同条第8項中「前各項」を「前3項」に、「通知カードの様式その他通知カード」を「第1項又は第2項の規定による通知」に改め、同項を同条第4項とする。

第14条第2項中「まで」の下に「又は第30条の44から第30条の44の5まで」を加え、「機構保存本人確認情報（」を削り、「第30条の9に」を「第30条の7第4項に」に、「をいう。」を「又は同法第30条の42第4項に規定する機構保存附票本人確認情報（」に、「同じ。）の」を「機構保存本人確認情報等」という。）の」に改める。

第16条中「若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類」を削り、「又はこれらに代わるべき」を「その他」に改める。

第17条第1項中「に対し」を「又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し」に、「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改め、同条第2項中「第24条の2第1項に規定する最初の転入届」を「第22条第1項の規定による届出又は国外転出届」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同条第4項中「住所地市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第7項において「住所地市町村長」という。）」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 国外転出者に対する第4項、第5項及び前項の規定の適用については、第4項中

「その変更があった日から14日以内に」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第5項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

第19条第4号及び第48条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

第55条中「通知カード又は」を削る。

附則第3条第2項及び第3項中「通知カードにより」を削る。

(略)